

## 入院時生活療養費

区分	右に該当しない方 食費（1食あたり）	入院医療の必要性が高い方（*1） 食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み、一般	460円（*2） （一部医療機関では420円）	460円（*2） （一部医療機関では420円）	370円
低所得Ⅱ	210円	210円 （90日超で160円）	370円
低所得Ⅰ （老齢福祉年金受給者以外の方）	130円	100円	370円
低所得Ⅰ （老齢福祉年金受給者）	100円	100円	0円

\*1 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方などが該当します。

\*2 平成30年4月から変更されました（平成30年3月末までは360円）。指定難病患者等一部260円の場合があります。  
詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当者窓口へお問い合わせください。